

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<https://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年4月12日まで縦覧に供する。

平成22年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人KGCアートプロジェクト

藤 友理

善通寺市大麻町1322番地

3 定款に記載された目的

この法人は、アーティストや作家、また一般の人に対し、芸術に関する事業を行い、アーティストや作家にとってはもっと活躍、活動の場を提供し、より多くの方に知ってもらうための手助けをし、一般の人にとっては生活の中にアートやデザインをもっと感じていただく、またアートに触れて感性を高める事により香川県の芸術レベルの向上に寄与するとともに、開発途上国の子供たちへの支援を行うことを目的とする。